

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年12月5日(2013.12.5)

【公表番号】特表2008-540615(P2008-540615A)

【公表日】平成20年11月20日(2008.11.20)

【年通号数】公開・登録公報2008-046

【出願番号】特願2008-511727(P2008-511727)

【国際特許分類】

C 07 C 29/62 (2006.01)

C 07 C 31/36 (2006.01)

C 07 C 31/42 (2006.01)

【F I】

C 07 C 29/62

C 07 C 31/36

C 07 C 31/42

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年10月15日(2013.10.15)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) グリセリン、グリセリンのエステルまたはこれらの混合物を塩素化剤と反応させて、ジクロロプロパノール、ジクロロプロパノールのエステルおよび水を含有する混合物を得る工程と、

(b) 工程(a)において得た混合物の少なくとも一部分に、蒸留処理および/またはストリッピング処理を施して、水、ジクロロプロパノールおよびジクロロプロパノールのエステルが濃縮された画分を得る工程と、

(c) 工程(b)で得た画分の少なくとも一部分に、少なくとも1つの添加物の存在下で分離操作を施して、ジクロロプロパノールおよびジクロロプロパノールのエステルが濃縮されており、かつ20重量%未満の水を含有する画分を得る工程と

を含み、

工程(a)が有機酸の存在下で行われ、

工程(c)の前記分離操作がデカンテーションであり、

前記デカンテーションの時間が、(相分離器内の液体の容積) / (相分離器に供給される液体の容積流量)として規定して、120分以内であり、

前記添加物が、塩化水素を含有し、

工程(b)で得られた濃縮された画分であって、デカンテーション操作が施される画分中の塩化水素の量を、0.01 g/kg以上にする、ジクロロプロパノールを調製する方法。

【請求項2】

工程(c)のジクロロプロパノールおよびジクロロプロパノールのエステルが濃縮された画分が、15重量%未満の水を含有する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

デカンテーションが、重力の作用下で行われる、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記デカンテーションが、10 以上かつ100 以下の温度で行われる、請求項1に記載

の方法。

【請求項 5】

工程(c)で得た濃縮された画分中の水の量が、5重量%以下である、請求項1に記載の方法。

【請求項 6】

グリセリン、グリセリンのエステル、またはこれらの混合物を、再生可能な原料から出発して得る、請求項1に記載の方法。

【請求項 7】

塩素化剤が塩化水素を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 8】

塩化水素が、気体塩化水素である、請求項7に記載の方法。

【請求項 9】

添加物が、工程(a)で得た混合物中に存在する塩素化剤である、請求項1に記載の方法。

【請求項 10】

請求項1に記載の方法によってジクロロプロパノールを得た後、当該ジクロロプロパノールを脱塩化水素化することによってエピクロロヒドリンの調製を行う工程を含む、エピクロロヒドリンの調製方法。

【請求項 11】

エピクロロヒドリンが、エポキシ樹脂の製造において使用される、請求項10に記載の方法。

【請求項 12】

前記デカンテーションの時間が60分以内である、請求項1～5のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 13】

工程(b)で得られた濃縮された画分中の塩化水素の量が、0.3 g/kg以上であって、80 g/kg以下である、請求項1～5のいずれか一項に記載の方法。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 3 3

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 3 3】

工程(b)で得られた濃縮された画分であって、デカンテーション操作が施される画分中の無機酸の量は、一般的には0.01g/kg以上、しばしば0.3g/kg以上、頻繁には3g/kg以上、特には25g/kg以上である。この量は、一般的には110g/kg以下、頻繁には80g/kg以下、特に65g/kg以下である。